

春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市が発注する建設工事の請負及び建設工事に係るその他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が工事事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員がした贈賄をいう。）等（以下「工事事故等」という。）を起こした場合の指名停止の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が事故等に基づく措置基準（別表第1）及び贈賄、不正行為等に基づく措置基準（別表第2）の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て別表各項に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止の措置を行うものとする。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

2 市長が指名停止の措置を行ったときは、委員会は、建設工事等の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間内の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せ行うものとする。

3 市長は、経常建設共同企業体が結成されている場合において、当該共同企業体の有資格業者である構成員が前条第1項の規定により指名停止の措置を受けることとなったときは、当該共同企業体について構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一つの工事事故等により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件のいずれかに該当することになった場合におけ

- る指名停止の期間の短期は、当該各項に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、この限りではない。
- 3 市長は、有資格業者については情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各項又は前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、別表各項又は前2項の規定にかかわらず指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することがある。
 - 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項又は第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、別表各項又は第1項の規定にかかわらず指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することがある。
 - 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することがある。
 - 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該工事事務等について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

- 第5条 市長は、指名停止措置、指名停止期間の変更又は指名停止の解除を決定したときは、その旨を決定を受けることとなった有資格業者に対しそれぞれ第1号様式、第2号様式又は第3号様式により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することがある。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合においては、必要に応じて当該通知を受けることとなる有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の始期)

- 第6条 指名停止の始期は、指名停止の措置の決定のあった日の翌日とする。ただし、別表第2中、贈賄、談合及び競売入札妨害にあつては、同表に規定する逮捕又は公訴を知った日からとする。

(下請の禁止)

- 第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が本市発注の建設工事等の全部又は一部を下請することを承認しないものとする。

(指名見合わせ)

- 第8条 市長は、有資格業者について別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、当該有資格業者に対して指名見合わせの措置を行うことがある。

- 2 指名見合わせ期間は、別表各項に掲げる措置要件に応じ、当該各項に規定された期間の範囲内で市長が定める。
- 3 見合わせ期間は、原則として指名停止の期間に算入しないものとする。
- 4 第3条及び第4条の規定は、指名見合わせについて準用する。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

(随意契約の特例)

第10条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第7号までに規定する場合は、委員会の承認を受けて指名停止期間中又は指名見合わせ中の有資格業者を随時契約の相手方とすることがある。

(準用)

第11条 建設工事等以外の設計監理・調査測量、製造の請負・物品の購入等の指名停止の措置については、第2条から前条までの規定を準用するものとする。

(その他)

第12条 この要領に適応しがたい事項で疑義が生じたときは、委員会の審議を経て、市長が決定する。

2 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

(指名停止取扱内規の廃止)

2 春日井市建設工事請負業者指名停止取扱内規（昭和44年7月1日施行。以下「指名停止取扱内規」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領施行の際、現に有資格業者が指名停止取扱内規により処分、決定されているものについては、この要領による処分決定とみなす。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2月以上12月以内</p>
<p>(過失による粗雑建設工事等)</p> <p>2 市発注建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 本市以外の発注した県内建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。</p>	<p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 市発注建設工事等の施工に当たり、契約に違反するなど建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1月以上8月以内</p>
<p>(安全管理の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>(安全管理の不適切により生じた建設工事関係者事故)</p> <p>7 市発注建設工事等の施工に当たり、安全管理</p>	<p>1月以上8月以内</p>

<p>の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 4 月以内</p>
---	--------------------

別表第 2 (第 2 条関係)

贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者 (以下「役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの (以下「使用人」という。)</p> <p>2 次に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から次に掲げる期間 ただし、公訴を提起しない処分が行われたときは、それを知った日においてこれを解除する。</p> <p>36 月</p> <p>36 月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から次に掲げる期間 ただし、公訴を提起しない処分が行われたときは、それを知った日においてこれを解除する。</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 市発注建設工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、当該違反が特に悪質であるとき。</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p>	<p>24月以上36月以内</p> <p>18月以上36月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>5 市発注建設工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員等又は有資格業者の使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員等又は有資格業者の使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から次に掲げる期間 ただし、公訴を提起しない処分が行われたときは、それを知った日においてこれを解除する。</p> <p>24月以上36月以内</p> <p>18月以上36月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 市発注建設工事等の施工に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>8 一般建設工事等の施工に当たり、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>2月以上18月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2月以上18月以内</p>
<p>10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2月以上18月以内</p>
<p>(不当要求行為等)</p> <p>11 春日井市不当要求行為等対策要綱（平成15年9月1日施行）第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>2月以上18月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>12 次の各号のいずれかに該当するとき又は警察当局その他関係行政機関から排除要請があり、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は法人の役員等（以下「有資格業者の役員等」という。）が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>12月</p> <p>ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下同じ）</p> <p>12月</p> <p>6月以上12月以内</p>

<p>(4) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内</p>
<p>(5) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内</p>
<p>(6) 有資格業者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等（有資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内</p>
<p>(7) 有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>4月</p>

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

指名停止の決定について（通知）

このことについて、次のとおり決定したので通知します。
今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。
（なお、本件に関する今後の改善措置について報告してください。）

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

指名停止期間の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止の期間を次のとおり変更したので通知します。

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

指名停止の解除について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止を解除したので通知します。